

都道府県別の登録等の手続きについて（京都府用）

京都府における宅地建物取引士登録の申請窓口は「(公社)京都府宅地建物取引業協会」(下記参照)です。申請は原則、郵送による手続きとなりますので、返信用封筒(定型内封筒(94円切手貼付)やレターパックライト等)を同封の上、以下の送付先までお送りください。なお、郵送後、受付までには1週間程度を要します。
ただし、宅建試験合格発表後や、登録実務講習修了後は大変込み合いますので、更に日数を要します。

【問い合わせ先・送付先】 (公社)京都府宅地建物取引業協会 TEL075-415-2121

開館時間:9:00-12:00/13:00-16:30

※「土日祝日」「お盆」「年末年始」等は休館しています。

〒602-0915 京都市上京区中立売通新町西入三丁目 453-3 (京都府宅建会館内)

(1) 登録手数料 (37,000円) ①・②のいずれかの方法をご選択してください。

① コンビニ・金融機関で納付書を使用して納付する方法

同封の京都府作成「4連納付書」を使用し、コンビニ又は金融機関で納付した際に返却される納付先の領収印が押印された納付済証を登録申請書に貼付してください。

② 京都府庁又は各広域振興局にて登録手数料を納める方法

京都府庁もしくは各広域振興局の窓口にて納付した際の「納付済証」を登録申請書に貼付してください。

※ 登録手数料の納付場所

京都府庁福利厚生センター1階府庁生協購買部内(券売機)、京都府の各広域振興局(地域)総務防災課です。

(2) 提出書類 (提出部数各1部。)

詳細については、京都府ホームページをご覧ください。

ア 登録申請書(法令様式第五号)…必ず写真を貼付してください。

イ 誓約書(法令様式第六号)

ウ 身分証明書(身元証明書)…外国籍の方は「不要」です。

本籍地の市区町村において発行されます。申請日前3箇月以内に発行されたものであることが必要です。

エ 登記されていないことの証明書…外国籍の方も「必要」です。

東京法務局で発行されます。(地方法務局本局で取り扱っています。)

申請日前3箇月以内に発行されたものであることが必要です。住所欄には住民票に記載されているとおり転記してください(本籍欄は記入不要)。

※ 成年被後見人又は被保佐人に該当し、ウ及びエの証明書が提出できない場合は、宅地建物取引士の事務を適正に行う能力を有する旨を記載した医師の診断書が必要となります。詳細は京都府建設交通部建築指導課宅建業係(Tel075-414-5343)あてに相談ください。

オ 住民票の抄本…外国籍の方も「必要」です。

申請日前3箇月以内に発行されたものであることが必要です。

個人番号(マイナンバー)の記載のあるものは受付できません。また外国籍の方は、国籍・在留資格や在留カード番号は必須項目です。

カ 合格証書の写し…

合格証書を紛失された場合は、京都府建設交通部建築指導課宅建業係(Tel075-414-5343)に相談ください。

キ 登録資格を証する書面…次の(ア)から(ウ)のいずれか

(ア) 実務経験2年以上の場合(申請日前10年以内に2年以上)

a 京都府知事免許業者での実務経験がある場合

(a) 「実務経験証明書」（法令様式第五号の二）

※ ただし、宅建業者の従業者名簿に2年以上登載されていることが府への届出から確認できる場合に限りです。

2年以上の登載が確認できない場合、受付することはできません。（やむを得ず事前に確認が必要な場合は、業者免許を所管する京都府の各土木事務所若しくは京都府建設交通部建築指導課宅建業係に相談ください。）

※ 「実務経験証明書」の「職務内容」欄は、宅地建物取引業の実務にたずさわっていたことが分かるものでないと受け付けられません。

【参考】認められない例:「受付」、「経理」、「事務」等

b 大臣免許業者及び他の都道府県知事免許業者での実務経験がある場合

(a) 「実務経験証明書」（法令様式第五号の二）

(b) 実務経験先の宅建業者が保管する「従業者名簿の写し」（要「原本証明」）

※ 写しの余白に「証明日」と「原本の内容と相違ありません。」と記入し、商号、代表者氏名、代表者印が押印されたものが必要となります。

(イ) 登録実務講習修了者（申請日前10年以内の修了に限る。）

・講習実施機関の発行する「登録実務講習修了証(原本)」

(ロ) 国、地方公共団体等において宅地建物の取得又は処分の業務に従事した期間が2年以上の経験者

・それぞれの機関が発行する証明書等(詳細は京都府建築指導課宅建業係 (TEL075-414-5343)にお尋ねください。)

ク 申請時宅建業に従事されている方は「従業者証明書」(法令様式第八号)の写し(裏表)

ケ 合格証書の氏名に変更があった場合は、戸籍抄本

・外国籍の方は窓口にご相談してください。

(3) その他の注意事項

ア 登録に必要なと認めた場合、別途、公的機関等が発行した書類等の提出を求める場合があります。

イ 登録完了までには、申請後、約30日程度要します。(ただし、登録実務講習修了直後や宅建試験合格発表後の1～2箇月、処理期間が年末年始・お盆等にかかる場合は、更に日数を要する場合があります。)

ウ 「宅地建物取引士」になるためには、「登録完了」後「(公社)京都府宅地建物取引業協会」あてに「取引士証」の交付申請をする必要があります。なお、試験合格後1年以上経過した場合は、「法定講習」の受講が必要です。

法定講習を受講せずに「取引士証」の交付を受けるためには、令和5年10月2日(月)迄に登録申請してください。

エ 記入にあたっては、次を参考にしてください。

(ア) 「住所」欄及び「本籍」欄では、「丁目」「番」「号」等は「-」(ダッシュ)で区切らず、「住民票」及び「身分証明書」に記載されているとおりに転記してください。

(記入例)「霞ヶ関2丁目1番3号」

(イ) 外国籍の方は、「本籍」欄には、住民票の抄本に記載されているとおりに、**「上段」**に「国籍」を、下段に「在留カード等の番号」を転記してください。

(ロ) 外国籍の方で、住民票の抄本に記載の通称名を資格登録簿上の登録名とすることを希望される場合は(この場合、取引士証の氏名欄も通称名となります。),「氏名」欄に左詰で「通称名」を記入し、続けて右側に「本名」を「() (カッコ)」でくり記入の上、それぞれフリガナをふってください。誓約書の記名も同様にしてください。